

1991年7月に制定された流通・取引慣行ガイドラインが時代にそぐわないとして、経済界や経済産業省から見直しの機運が広がり、2013年に経済産業省はガイドライン見直しのための研究会を設けて報告書を作成した。そこでは、再販の具体的な正当化事由として、(1)新規参入、新商品の導入、(2)インターネット取引、(3)市場シェアの小さい事業者、(4)その他：最高価格再販、委託販売の例外の緩和、フランチャイズにおける再販、という4点が挙げられた。

2014年6月に、内閣府の規制改革会議は、ガイドライン見直しを提起し、規制改革実施計画が閣議決定された。それを受け、2015年3月に公取委はガイドラインを改正した。

ガイドライン改正では、以下の点が明確化された。①垂直的制限行為が競争に及ぼす影響についての基本的な考え方、②垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準、③再販の「正当な理由」、④「流通調査」、⑤いわゆる「選択的流通」。

違法性判断の明確化、競争促進効果の明確化は評価される。一方で、ブランド内競争とブランド間競争の併存の必要性が強調され、非価格制限と価格制限（再販）の扱いの非対称性が厳しいという特徴が強調された。再販については、これまでと同様に流通業者の価格決定権を侵害し、経済厚生への悪影響が重いと考えられている。

今回のガイドライン改正で再販の「正当な理由」が示されたことは、大きな変更であった。ガイドラインでは、「正当な理由」は、・・・実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それによって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、当該競争促進効果が、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じえないものである場合において、必要な範囲及び必要な期間に限り、認められる。」とした。しかし、このように、正当な理由に対し厳しい条件を付けている。また、フリーライダー問題は、研究会報告が正当な理由とした上述の4つの理由の(1)と(2)に関係するものである。

しかし、メーカーと流通業者は協働して両者にとっての利潤を増やすパートナーとしての性格を持っている。企業結合により垂直統合してしまえば価格決定の自由の問題は解消するが、垂直統合せず、それに代替するかたちで垂直的制限（＝再販）を選ぶほうが効率的となることも考えられる。そのとき、再販契約を「自発的に」受け入れる流通業者は、利潤増加のために自発的に価格決定権を放棄し、価格決定権を放棄することでより大きな利潤の獲得機会を得ると考えることができるので、価格決定の自由の問題は解決される。すると、合理の原則に沿って再販が経済厚生を改善するようであれば認められるべきと考えてよく、上記(4)の三つはその検討に値すると言えよう。